

# 航海設備及び無線設備の年次性能試験の時期に関する事項

## 改正規則等

安全設備規則  
無線設備規則  
安全設備規則検査要領  
無線設備規則検査要領

## 改正事項

航海設備及び無線設備の年次性能試験の時期に関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約第 V 章第 18.8 規則に規定される航海情報記録装置 (VDR 又は S-VDR) の年次性能試験に関する指針として、2006 年 11 月に開催された IMO 第 82 回海上安全委員会 (MSC82) において、当該年次性能試験を検査と証書の調和システム (HSSC) に規定される期間内に実施する旨規定した MSC.1/Circ.1222 が採択されている。航海情報記録装置 (AIS) の年次性能試験及び衛星系非常用位置指示無線標識 (衛星系 EPIRB) の年次試験についても、MSC.1/Circ.1252 及び MSC.1/Circ.1040 において各々同様に規定されている。

IACS は、当該試験実施の確認は関連証書の年次検査又は更新検査の際に行うべきものであることから、その時期に関する要件の検討を行い、当該試験を関連証書に関する検査の完了する日迄に実施する旨明確にした統一解釈 SC279 を 2016 年 6 月に採択した。

このため、IACS 統一解釈 SC279 に基づき関連規定を改めた。

## 改正内容

VDR, S-VDR 及び AIS の年次性能試験並びに衛星系 EPIRB の年次試験を実施する時期を改めた。

## 改正条項

安全設備規則 1 編 1.1.6, 2 編 1.1.3, 表 3.2  
無線設備規則 1.1.5, 2.1.2  
安全設備規則検査要領 2 編 3.2.2, 4 章, 5 章  
無線設備規則検査要領 2.5.1